

新型コロナウイルス感染症対策に係る市長会見

令和2年7月22日（水）午後2時

1 令和2年度補正予算専決処分（7月22日付）による新型コロナウイルス感染症対策への対応について

市内において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、感染が拡大している中、PCR検査費用の公的負担や中小企業者等への支援策など、緊急に予算措置が必要となるものについて経費を計上し、感染拡大の防止及び経済・雇用対策の取り組みを進めるもの。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算専決処分の内容

総額 約24億6,450万円

事業名	所管課	補正予算額	
感染症予防医療事業〔拡充〕	保健予防課	211,909千円	2P
事業継続支援金事業〔拡充〕	産業支援課	763,137千円	3P
コロナに負けない商店街づくり 応援事業〔新規〕	産業支援課	10,000千円	4P
家賃支援金事業〔新規〕	産業創出課	783,242千円	5P
休業協力支援金事業〔新規〕	産業支援課	95,763千円	6P
雇用維持支援金事業〔新規〕	雇用推進課	600,452千円	7P
計		2,464,503千円	

感染症予防医療事業〔拡充〕 事業費 211,909千円

(保健予防課 TEL803-7023)

■新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、感染が拡大している中、PCR検査費用の公的負担について、新たに、帰国者・接触者外来等の医療従事者を対象とするなど、本市における検査・医療の提供体制を確保するもの。

実施内容

いずれも、令和2年8月分の請求分から

・PCR検査費用の公的負担

帰国者・接触者外来等の医療従事者 **新規**

接触者

・感染症患者に係る医療費の公的負担

事業継続支援金事業〔拡充〕 事業費 763,137千円

(産業支援課 Tel216-1321)

■新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売り上げが減少し、事業継続に困っている中小企業者等に対して、第2弾として、「事業継続支援金」の売上減少の対象月を新たに設けて支援金を給付することにより、事業継続の下支えをさらに行うもの。

対 象 ※現行（第1弾）どおり

<業 種> 中小企業者等（資本金等の要件あり）の全業種
<開業基準日> 令和2年2月29日までに市内において事業を営んでいる者

要 件

<売上減少の対象月>

・現行（第1弾） 令和2年 3月～5月

・第2弾 令和2年 6月～8月

新たに設定し、第1弾の受給者も申請可能に

<売上減少率>

- ・3月以降申請月までの全ての月の売上が、前年同月比で50%以上減少していないこと
- ・6月～8月のいずれかの1か月の売上が、前年同月比で20%以上・50%未満減少していること

支給金額 ※現行（第1弾）は上限30万円

上限50万円

申請期間

令和2年8月中旬に受付を開始し、11月30日まで

（第1弾の申請期限も、8月31日から11月30日に延長）

コロナに負けない商店街づくり応援事業〔新規〕

事業費 10,000千円 (産業支援課 Tel.216-1321)

■新型コロナウイルス感染症対策に取り組む商店街・通り会、同業者団体等に対して、その取り組みを広報・PRする経費を助成し、まちのにぎわいの創出や商店街の活性化を図るもの。

対 象

- ① 商店街・通り会
- ② 同業者によって組織された団体
- ③ その他コロナ対策に組織として自主的に取り組んでいる団体

対 象 経 費

- ① 認証や監修等により感染防止対策に取り組む会員のPRに要する経費
(PRの例)
ステッカー、のぼり旗
(想定する認証や監修等)
業界団体のガイドラインを踏まえ、商店街等が会員の対策を監修・
認証する取り組み など
- ② その他、来街を促す広報経費

補 助 金 額

上限50万円 (補助率 10/10)

申 請 期 間

令和2年8月上旬に受付を開始し、今年度末まで

家賃支援金事業〔新規〕 事業費 783,242千円

(産業創出課 TEL216-1319)

■新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売り上げが減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等に対して、国の「家賃支援給付金」に上乗せする支援金を給付することにより、事業継続の下支えをさらに行うもの。

対 象

国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けた市内の中小企業者等

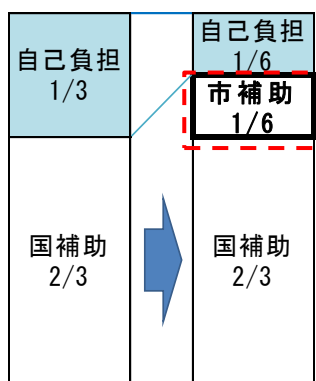
要 件

- ① 令和2年5月～12月に次のいずれかに該当する者
 - ・ いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
 - ・ 連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少
- ② 自らの事業のために占有する建物・土地の賃料を支払う者

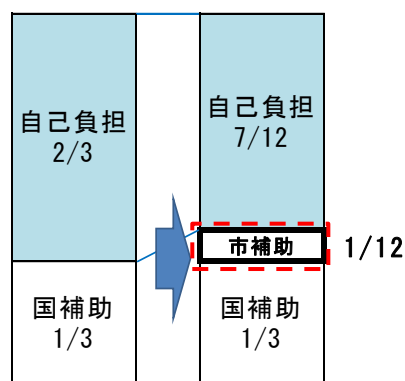
給 付 金 額

支払賃料(月額) × 補助率(1/6 または 1/6 + 1/12) × 6倍
(月当たりの上限額 法人 25万円 個人 12万5千円)

<補助率(法人の例)>



(月額家賃 75 万円以下の部分)



(月額家賃 75 万円超、225 万円以下の部分)

申 請 期 間

令和2年9月中に受付を開始し、令和3年2月まで

休業協力支援金事業〔新規〕 事業費 95,763千円

(産業支援課 TEL216-1321)

■新型コロナウイルス感染症対策に係る県の休業協力要請に応じたスナック等の遊興施設に対して、本市独自の支援金を給付することにより、2回目となる休業協力により売上の大幅な減少が想定される遊興施設の事業継続を下支えするもの。

対 象

県の休業協力要請（令和2年7月8日～21日の14日間）に応じた遊興施設を市内で営む中小企業等及び個人事業主で、県の休業協力金の受給者

※県が休業要請した施設

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブのうち、接待を伴う飲食店

支 給 金 額

- ・ 法 人 20万円
- ・ 個 人 10万円

※複数施設を有する事業者には10万円を上乗せ

<県の「休業協力金」との関係>

合算すると、法人は最大60万円、個人事業主は最大40万円が支給される。

申 請 期 間

令和2年8月上旬に受付を開始し、9月30日まで

雇用維持支援金事業〔新規〕 事業費 600,452千円

(雇用推進課 TEL216-1328)

■新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた中小企業者等に対して、社会保険料の事業主負担額に相当する額を支給し、従業員の雇用維持等を図るもの。

対 象

令和2年4月～9月に新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により休業を行い、その休業にかかる「雇用調整助成金」の交付決定を受けた者のうち、市内に本店または主たる事業所を有する中小企業者等

支 給 金 額

社会保険料事業主負担額に相当する額
(「雇用調整助成金」支給決定額の15%、最大3月分まで申請可能)

給付見込み総額 5億9,400万円

申 請 期 間

令和2年8月下旬に受付を開始し、令和3年2月まで